

任意継続組合員制度 (掛金編)



公立学校共済組合広島支部

任意継続組合員制度の掛金について説明します。

任意継続掛金について

- 1 任意継続掛金の概要
- 2 任意継続掛金の算定方法
- 3 任意継続掛金の払込について
- 4 口座振替／払込通知書による払込方法
- 5 給付金の振込口座について
- 6 掛金の所得税法上の取扱いについて
- 7 よくある質問FAQ(掛金編)

ここでは、「任意継続掛金の概要」、「掛金の算定方法」、「掛金の払込」、「口座振替等による払込方法」、「振込口座」、「所得税法の取扱い」、「FAQ」の、7の項目について説明します。

なお、音声入りのファイルについては、1から6の項目と7の項目の2つに分けて収録しています。

1 任意継続掛金の概要①

令和4年度の掛金率を基に任意継続掛金の算定方法を紹介します。

 **令和5年度の掛金率は、変更になる可能性があります。**

最新の掛金率及び掛金額については、掛金率が決定次第、

公立学校共済組合広島支部のホームページ

令和4年度任意継続組合員の掛金額のお知らせ:公立学校共済組合広島支部 (kouritu.or.jp) (←右クリックし「ハイパーリンクを開く」をクリックすると表示)

(「お知らせ」-「任意継続組合員の掛金額のお知らせ」)に「任意継続掛金早見表」を掲載しますので御確認ください。

最初に「1 任意継続掛金の概要」について説明します。

令和5年1月時点では令和5年度の掛金率は決定していませんので、参考として、令和4年度の掛金率を基に任意継続掛金の算定方法について説明します。

令和5年度の掛金率は、2月下旬頃に決定する予定ですので、退職日が近づきましたら当支部のホームページを御確認ください。

1 任意継続掛金の概要②

掛金算定基礎額に掛金率を乗じて得た額が、1か月の任意継続掛金額になります。

$$\text{掛金算定基礎額} \times \text{掛金率} = \text{掛金月額（円位未満切捨て）}$$

「掛金算定基礎額」とは…次の①と②のうち、いずれか低い方の額。

- ① 退職時の標準報酬月額※
- ② 全組合員の平均標準報酬月額（令和4年度は410,000円。令和5年度も変更なし。）

※ 標準報酬月額…組合員が受ける報酬月額を「標準報酬等級表」に当てはめて決定された額。「標準報酬決定・改定通知書」又は「給与明細書」等により通知されます。
（毎年7月から9月の間に通知されますが、その後に資格取得したり、標準報酬月額の改定があれば、その時に通知されます。）

4

任意継続掛金の月額は、「掛金算定基礎額」に「掛金率」を乗じて得た額となります。

「掛金算定基礎額」は、①の退職時の標準報酬月額と、②の全組合員の平均標準報酬月額とを比較し、低い方の額となります。

「標準報酬月額」は、組合員の方が受ける報酬月額を「標準報酬等級表」に当てはめて決定された額になります。

給与支給機関によって名称は異なりますが、「標準報酬決定・改定通知書」、「給与明細書」等に記載されて、皆様に通知されます。

毎年7月から9月の間に通知されていると思いますが、退職前の最後に通知されたものが①の「退職時の標準報酬月額」になります。

②の全組合員の平均標準報酬月額については、年度によって異なる場合がありますが、令和5年度では410,000円となることが決まっています。

2 任意継続掛金の算定方法①(参考: 令和4年度)

●掛金算定基礎額の算出方法(退職時の標準報酬月額が440,000円の場合)

①退職時の標準報酬月額	②全組合員の平均標準報酬月額 (令和4年度 平均標準報酬月額)
440,000円	410,000円
⇒ ①②のうち低い額は「②」。従って、掛金算定基礎額は ②の 410,000円 となります。	

(注)掛金算定基礎額は、年間の掛金額ではありません。

●掛金率

区 分	令和4年4月～令和4年9月	令和4年10月～令和5年3月
任意継続掛金(全員)	1,000分の 84.20	1,000分の 93.20
介護掛金 (40歳以上65歳未満の者のみ)	1,000分の17.64	1,000分の17.64

令和5年度の掛金率は、変更になる可能性があります。

次に「2 任意継続掛金の算定方法」について説明します。

「掛金算定基礎額」は、退職時の標準報酬月額が440,000円の場合は、①と②を比較し、低い方の410,000円となります。

この掛金算定基礎額は、年間の掛金額ではありません。誤解が多いので御注意ください。

そして、「掛金率」は、全員が対象の「任意継続掛金」と、40歳以上65歳未満の方が対象の「介護掛金」のそれぞれで設定されます。

令和4年度の掛金率は下表のとおりですが、令和5年度の掛金率は変更になる可能性があります。

2 任意継続掛金の算定方法②(参考:令和4年度)

●1か月あたりの掛金額

(令和4年度の掛金算定基礎額410,000円を参考として算出)

区分	掛金期間	掛金算定 (円位未満切捨て) 基礎額 × 掛金率 = 掛金月額
任意継続掛金 (全員)	4月～9月	410,000 × 0.08420 = 34,522円
	10月～3月	410,000 × 0.09320 = 38,212円
介護掛金 (40歳以上65歳未満の者のみ)	4月～3月	410,000 × 0.01764 = 7,232円
合 計 (介護掛金を含む)	4月～9月	41,754円／月
	10月～3月	45,444円／月

6

掛金算定基礎額が410,000円の場合の1か月当たりの掛金額は、令和4年度の例では、任意継続掛金及び介護掛金を合わせて、4月から9月までは月額41,754円、10月から翌年3月までは月額45,444円となっています。

2 任意継続掛金の算定方法③(参考:令和4年度)

●【令和4年度】任意継続掛金早見表

		1か月掛金額 A (R4.4 R4.9)			1か月掛金額 B (R4.10 R5.9)			年間掛金額 (毎月払い A×6月+B×6月)		
退職時の標準報酬月額 (掛金算定基礎額)		任継 掛金	介護 掛金※1	合計	任継 掛金	介護 掛金※1	合計	任継 掛金	介護 掛金※1	合計
等級	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	4,883	1,023	5,906	5,405	1,023	6,428	61,728	12,276	74,004
2	68,000	5,725	1,199	6,924	6,337	1,199	7,536	72,372	14,388	86,760
3	78,000	6,567	1,375	7,942	7,159	1,375	8,550	83,016	16,494	99,510
4	88,000	7,409	1,551	8,960	7,977	1,551	9,564	93,660	18,600	112,260
5	98,000	8,251	1,727	9,978	8,995	1,727	10,578	104,304	20,706	125,010
6	108,000	9,093	1,903	10,996	9,813	1,903	11,592	114,948	22,812	137,760
7	118,000	9,935	2,079	12,014	10,631	2,079	12,606	125,592	24,918	150,510
8	128,000	10,777	2,255	13,032	11,449	2,255	13,620	136,236	27,024	163,260
9	138,000	11,619	2,431	14,050	12,267	2,431	14,634	146,880	29,130	176,010
10	148,000	12,461	2,607	15,068	13,085	2,607	15,648	157,524	31,236	188,760
11	158,000	13,303	2,783	16,086	13,903	2,783	16,662	168,168	33,342	201,510
12	168,000	14,145	2,959	17,104	14,721	2,959	17,676	178,812	35,448	214,260
13	178,000	14,987	3,135	18,122	15,539	3,135	18,690	189,456	37,554	227,010
14	188,000	15,829	3,311	19,140	16,357	3,311	19,704	200,100	39,660	239,760
15	198,000	16,671	3,487	20,158	17,175	3,487	20,718	210,744	41,766	252,510
16	208,000	17,513	3,663	21,176	17,993	3,663	21,732	221,388	43,872	265,260
17	218,000	18,355	3,839	22,194	18,811	3,839	22,746	232,032	45,978	278,010
18	228,000	19,197	4,015	23,212	19,629	4,015	23,760	242,676	48,084	290,760
19	238,000	20,039	4,191	24,230	20,447	4,191	24,774	253,320	50,190	303,510
20	248,000	20,881	4,367	25,248	21,265	4,367	25,788	263,964	52,296	316,260
21	258,000	21,723	4,543	26,266	22,083	4,543	26,802	274,608	54,402	329,010
22	268,000	22,565	4,719	27,284	22,901	4,719	27,816	285,252	56,508	341,760
23	278,000	23,407	4,895	28,302	23,719	4,895	28,830	295,896	58,614	354,510
24	288,000	24,249	5,071	29,320	24,537	5,071	29,844	306,540	60,720	367,260
25	298,000	25,091	5,247	30,338	25,355	5,247	30,858	317,184	62,826	380,010
26	308,000	25,933	5,423	31,356	26,173	5,423	31,872	327,828	64,932	392,760
27	410,000	34,522	7,232	41,754	38,212	7,232	45,444	436,404	86,784	523,188

「毎月払い」にした場合の12か月分((A×6)+(B×6)=C)の掛金合計金額

「毎月払い」にした場合の12か月分((A×6)+(B×6)=C)の掛金合計金額

令和4年度の「任意継続掛金早見表」にて掛金額を参考にしてください。

⇒ 公立学校共済組合広島支部のホームページ(下の行を右クリックし「ハイパーリンクを開く」をクリックすると表示)

令和4年度任意継続組合員の掛金額のお知らせ:公立学校共済組合広島支部(kouritu.or.jp)

続きまして、「任意継続掛金早見表」の見方を説明します。

毎年度の「任意継続掛金早見表」を、公立学校共済組合広島支部のホームページに掲載しています。

御自身の退職時の標準報酬月額を行を右横に見ていくことで、掛金額を確認することができます。

スライドの一番下の行にホームページへのリンクを貼っていますので、操作可能な方は一度御覧ください。

また、退職時の標準報酬月額は、4頁のとおり、退職前の最後に通知された「標準報酬決定・改定通知書」又は「給与明細書」で御確認ください。

3 任意継続掛金の払込について①

掛金は、「任意継続組合員の資格を取得した月」から、「資格喪失日の前月」分までを払い込む必要があります。



ただし、資格取得月に資格を喪失した場合は、引き続き地方公務員共済組合員になる場合を除き、資格取得月1か月分の掛金を払い込む必要があります。

他の健康保険への加入や家族の被扶養者になる等、自己都合による喪失は申出が必要です。

「任意継続組合員資格喪失申出書」の提出がないと、掛金が発生しますので、喪失を希望する場合は、速やかに手続を行ってください。

なお、掛金を前納した後、前納期間内に任意継続組合員の資格を喪失した場合は、別途案内の上、掛金額を精算します。(7 よくある質問FAQ参照)

次に「3 任意継続掛金の払込について」を説明します。

掛金は、任意継続組合員の資格を取得した月から、資格喪失日の前月分までを払い込んでいただくこととなりますが、資格取得月の間に資格を喪失された場合は、引き続いて地方公務員共済組合員になるとき以外は、資格取得月1か月分の掛金を払い込む必要があります。

また、他の健康保険に加入される場合や家族の被扶養者になる場合などの、御自身の事情により資格を喪失されるときは、必ず申し出ていただくようお願いします。

手続としましては「任意継続組合員資格喪失申出書」を提出していただくこととなりますが、この申出書を提出していただかないと掛金が発生してしまいますので、このような場合には速やかに手続を行ってください。

なお、掛金を前納していただいた方が、前納分の期間の間に任意継続組合員の資格を喪失される場合は、残りの期間の掛金を精算させていただきます。詳細は後ほど説明します。

3 任意継続掛金の払込について②

掛金の払込方法には、「口座振替」と「毎月払込通知書(自分で払い込)」の2種類があります。

- 「口座振替」は、**広島銀行の本人名義の口座**から自動振替をします。
- 「毎月払込通知書」の場合は、共済組合が送付する通知書を基に、期限までに、銀行の窓口、ATM、インターネットバンキング等を利用して掛金を払い込んでください。**振込手数料は、自己負担となります。**

なお、払込期限内に掛金の払込みがない場合は資格を喪失しますので、払込方法は、可能な限り口座振替でお願いします。

 次頁より、口座振替及び毎月払込通知書による払込方法を説明します。

次に、掛金の払込方法についてですが、「口座振替」と、「毎月払込通知書」との2種類があります。

「口座振替」は、御指定いただいた広島銀行の本人名義の口座から、自動振替、いわゆる口座引落で払い込んでいただく方法です。

一方の「毎月払込通知書」は、当方から通知書を送付させていただきますので、これを基に、期限までに、銀行の窓口やATM、ネットバンキング等を利用して掛金を払い込んでいただく方法です。

ただ、「毎月払込通知書」の方法の場合は、振込手数料が自己負担となりますし、仮に期限内に払込みがない場合は資格を喪失してしまいますので、「口座振替」の方をお勧めしています。

それぞれの方法の詳細につきましては、次のページ以降で説明します。

4 口座振替による払込方法①(払込方法及び口座振替日)

広島銀行の本人名義の口座から自動振替をします。(他銀行の口座は不可)
残高不足により口座振替ができない場合は、別途振込みを行っていただきます(振込手数料が発生します。)ので、指定口座の残高には十分御注意ください。

●払込方法及び口座振替日

払込方法	口座振替日
年1回口座振替(12か月分前納)	令和5年4月19日に自動振替します。※
年2回口座振替(6か月分前納)	1回目は、令和5年4月19日、2回目は同年9月22日に自動振替します。※
毎月口座振替	毎月22日に翌月分の掛金を自動振替します。ただし、令和5年4月分及び5月分の2か月分は、同年4月19日に自動振替します。

※ 土日祝日の場合は、翌営業日に自動振替します。

※ 年度途中で掛金率が引き上げられる場合は、別途掛金を徴収することがあります。(別途通知します。)

10

まず「4 口座振替による払込方法」について説明します。

広島銀行の本人名義の口座から自動振替をします。広島銀行以外の、他銀行の口座からの口座振替はできませんので、御了承ください。

また、残高不足により口座振替ができなかった場合は、通知書を基に御自身で振込みを行っていただくことになりますので、振替日前には必ず口座の残高を確認しておいていただくようお願いします。

払込のパターンとしましては、12か月分を前納する「年1回口座振替」、6か月分を前納する「年2回口座振替」、そして月毎の「毎月口座振替」の3種類を用意しています。

口座振替日は表のとおり19日か22日としていますが、この日が土日祝日の場合は「翌営業日」となります。

ただ、年度途中で掛金率が引き上げられる場合には、やむを得ず、表の口座振替日以外に、差額分の振替を行う場合があります。その際は事前にお知らせしますので、御協力ください。

4 口座振替による払込方法②(割引制度)

●掛金前納による割引制度

掛金の払込方法を「年1回口座振替」又は「年2回口座振替」により前納する場合は、**割引が適用されます。**

●割引額 (掛金算定基礎額が410,000円の場合(参考: 令和4年度))

区分	割引額※	納付年額	
毎月払い	0円	523,188円	任意継続掛金 436,404円 介護掛金 86,784円
年1回払い	9,502円	513,686円	任意継続掛金 428,443円 介護掛金 85,243円
年2回払い	5,131円	518,057円	任意継続掛金 432,118円 介護掛金 85,939円

※ 割引額・・・任意継続掛金と介護掛金を合算した毎月払いの納付年額と各区分の納付年額との差額

11

掛金の払込方法を「年1回口座振替」か「年2回口座振替」としていただいた場合は、「掛金前納による割引制度」が適用され、一定の額を割引させていただきます。

例として、令和4年度の掛金率を基に、掛金算定基礎額が410,000円の場合の掛金額及び割引額を表にまとめていますので、参考にしてください。

4 口座振替による払込方法③(初回口座振替日等)

一次締切(令和5年3月15日共済組合必着)までに「任継申出書※」を提出した場合

⇒初回分を**4月19日**に口座振替します。

4月上旬頃に、「任意継続掛金等決定通知書」を御自宅に送付しますので、掛金額等を御確認ください。

一次締切を過ぎて「任継申出書※」を提出(書類不備による再提出も含む。)した場合①

⇒初回の口座振替(4月19日)に間に合わないことがあります。その場合は、共済組合から通知書を送付しますので、期限内に、指定の口座に掛金を払い込んでください。**振込手数料は自己負担になります。**

※「任継申出書」…「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」

12

続いて、口座振替のために広島銀行と手続を行う必要があることから、初回の口座振替日について留意事項がありますので、補足説明します。

「一次締切」として「令和5年3月15日」を設定させていただいています。この日まで「任継申出書」を提出していただいた場合は、初回分から口座振替が可能で、口座振替日は4月19日となります。

4月上旬頃に、「任意継続掛金等決定通知書」を御自宅に送付しますので、掛金額等を御確認ください。

任継申出書の提出が「一次締切」の3月15日に間に合わなかった場合や、書類不備による再提出が一次締切後となった場合には、初回分に関り口座振替に間に合わないことがあります。

その場合は、共済組合から通知書を送付しますので、御自身で、期限内に、指定の口座に掛金を払い込んでください。

振込手数料が自己負担となってしまいますので、口座振替を希望される方は、一次締切の3月15日までに、不備のない形で「任継申出書」を提出していただきますようお願いいたします。

4 口座振替による払込方法④(初回口座振替日等)

一次締切を過ぎて「任継申出書」を提出(書類不備による再提出も含む。)した場合かつ初回口座振替に間に合わず掛金を振り込む場合②

払込方法	振込方法等
年1回口座振替 (12か月分前納)	別途送付する通知書指定の口座に御自身で払い込んでください。
年2回口座振替 (6か月分前納)	1回目(4月～9月分)は、別途送付する通知書指定の口座に御自身で払い込んでください。 2回目(10月～翌年3月分)は、9月22日に自動振替します。
毎月口座振替	4月、5月分は、別途送付する通知書指定の口座に御自身で払い込んでください。6月分以降は、自動振替します。

⇒可能な限り速やかに任継申出書を提出してください。

13

こちらに、払込方法のパターン別に、初回の口座振替に間に合わなかった場合の取扱いを表でまとめています。

繰り返しになりますが、可能な限り一次締切までに、不備のない形で任継申出書を提出していただきますようお願いします。

4 払込通知書による払込方法

「毎月払込通知書」を選択した場合は、共済組合が送付する通知書を基に、期限までに、御自身で、銀行の窓口、ATM、インターネットバンキング等を利用して掛金を払い込んでください。**振込手数料は、自己負担になります。**

●納付期限

掛金期間	納付期限
4月、5月分(2か月分)	4月19日 又は通知文記載の期限
6月分以降	前月の末日まで(例:6月分は5月31日まで)



●納付期限までに掛金の払込がなく、督促にも応じない場合は、**任意継続組合員の資格は喪失となる。【注意！】**

●**年1回、年2回の払込方法は、口座振替のみ。**

14

次に、「払込通知書による払込方法」について説明します。

共済組合から通知書を送付しますので、これを基に、納付期限までに、御自身で、銀行の窓口やATM、ネットバンキング等を利用して掛金を払い込んでください。**振込手数料は、自己負担になりますので御了承ください。**

納付期限は表のとおりですが、この日までに掛金の払込がなく、督促にも応じていただけない場合は、任意継続組合員の資格は喪失になりますので、必ず、期限までに払い込んでください。

また、年1回又は年2回の前納方法は、「口座振替」のみの適用で、「払込通知書」による場合は「毎月」払いのみですので、御理解ください。

払込方法については以上で、次の項目に移ります。

5 給付金の振込口座について

医療費等の給付金は、口座振替を行う口座（広島銀行の本人名義口座）に振り込みます。

毎月払込通知書により掛金を払い込む方は、退職時に指定している口座に給付金を振り込みます。

15

「5 給付金の振込口座について」説明します。

医療費等の給付金は、掛金の払込方法を「口座振替」とされた方は、振替先として指定いただいた口座に振り込みます。

また、「毎月払込通知書」により掛金を払い込まれる方は、退職時に指定されている口座に振り込みます。

退職後に指定口座を変更される場合は、速やかに当方までお知らせください。

6 掛金の所得税法上の取扱いについて

任意継続掛金及び介護掛金は、所得税法上で「社会保険料」として取り扱われ、生命保険料等と同様に収入金額から控除することができます。

この控除を受けるためには、税務署で確定申告をする必要があります。その申告の証拠書類になる任意継続掛金及び介護掛金に係る「収納証明書」を毎年1月末頃、共済組合から御自宅宛てに送付します。

なお、再就職先の年末調整等で証明書が必要な場合は、別途送付しますので御連絡ください。

(連絡先) 公立学校共済組合広島支部
経理貸付係
082-513-4955

16

次に「6 掛金の所得税法上の取扱いについて」説明します。

任意継続掛金と介護掛金は、所得税法上、「社会保険料」として取り扱われ、収入金額から控除することができます。

この控除を受けるためには、税務署で確定申告をする必要があります。確定申告の証拠書類になる「収納証明書」を、毎年1月末頃に共済組合から御自宅に送付します。

再就職され、そちらで年末調整が可能な場合には、別途送付しますので、経理貸付係まで御連絡ください。

7 よくある質問FAQ①

Q 1: 任意継続掛金と国民健康保険(以下,「国保」という。)の保険料を比べた場合, どちらが安いのか。(加入時及び2年目)

任意継続掛金は, 退職時の標準報酬月額に掛金率を掛けて決定されます。(任意継続2年目も同じ)

一方, 国保は, 世帯単位で, 前年の所得のほか, 被保険者の数等に応じて, 市区町村が決定します。

国保の保険料は, 個々の状況に応じて異なることになり, 当方では算定できませんので, 居住する市区町村の国保担当課で御確認いただき, 任意継続掛金との比較を行って, 御自身で判断してください。

17

最後に「7 よくある質問FAQ」として, 11点, 説明します。

Q1は「任意継続掛金と国民健康保険の保険料を比べた場合, どちらが安いのか」という御質問です。

任意継続掛金は退職時の標準報酬月額に掛金率を掛けて決定されますが, 国保は, 世帯単位で, 前年の所得のほか, 被保険者の数等に応じて, 市区町村が決定します。

国保の保険料は, 個々の状況に応じて異なることになり, 当方では算定できませんので, 居住する市区町村の国保担当課で御確認いただき, 任意継続掛金との比較を行って御自身で判断してください。

7 よくある質問FAQ②

Q 2: 2年目の任意継続掛金額はいつ決定するか。

2年目の任意継続掛金は、令和6年2月頃に決定される予定です。決定次第、2年目の「任意継続掛金等決定通知書」を御自宅宛てに送付します。任意継続組合員を喪失（国保等に切替え）する場合の御案内も同封しますので、所定の手続きを行ってください。

国保への切り替えを検討される場合は、共済組合が通知する「任意継続掛金等決定通知書」が御自宅に届く前に、居住する市区町村の国保担当課で、次年度の国保の保険料を確認することをおすすめします。

18

Q2は「2年目の任意継続掛金額はいつ決定するか」という御質問です。

2年目の任意継続掛金は、令和6年2月頃に決定される予定です。決定次第、2年目の「任意継続掛金等決定通知書」を御自宅宛てに送付します。任意継続組合員を喪失する場合の御案内も同封しますので、所定の手続きを行ってください。

国保への切替えを検討される場合は、共済組合からの「任意継続掛金等決定通知書」が御自宅に届く前に、居住する市区町村の国保担当課で、次年度の国保の保険料を確認することをお勧めします。

7 よくある質問FAQ③

Q 3 : 任意継続掛金は、現職の時より掛金額がなぜ高いのか。

在職時は、事業主が社会保険料の半分(負担金)を負担し、組合員が半分(掛金)を負担していましたが、任意継続組合員は、事業主が負担していた分も自分で負担するため、結果として、掛金額が高くなります。

なお、任意継続掛金は、健康保険料に該当する掛金です。年金の保険料は年齢等に応じて別途負担が必要になりますので、詳細は、居住する市区町村の国民年金担当部署等にお問い合わせください。

19

Q3は「任意継続掛金は、現職の時より掛金額がなぜ高いのか」という御質問です。

在職時は、「事業主」が社会保険料の半分为「負担金」として、「組合員」が半分为「掛金」として、折半して負担していましたが、任意継続組合員の場合は、事業主が負担していた分も御本人が負担することになるため、結果として、掛金額が高くなります。

補足ですが、任意継続掛金は健康保険料に該当する掛金です。年金の保険料は、年齢等に応じて別途負担が必要になりますので、詳細は、居住する市区町村の国民年金担当部署等にお問い合わせください。

7 よくある質問FAQ④

Q 4: 任意継続掛金は、被扶養者のものも別途徴収されるのか。

共済組合が、任意継続組合員の被扶養者として認定した方については、任意継続掛金は不要です。

ただし、任意継続組合員の被扶養者になるためには、共済組合の認定要件を満たす必要があります。共済組合の被扶養者の認定要件については、「[任意継続組合員制度\(資格・短期給付編\)](#)」を参照の上、不明な点があれば短期給付係に確認してください。

20

Q4は「任意継続掛金は、被扶養者のものも別途徴収されるのか。」という御質問です。

共済組合が「任意継続組合員の被扶養者」として認定した方については、任意継続掛金は不要です。

ただし、任意継続組合員の被扶養者になるためには、「共済組合の認定要件」を満たす必要があります。この認定要件については、「任意継続組合員制度(資格・短期給付編)」を参照していただき、不明な点がありましたら短期給付係まで御確認ください。

7 よくある質問FAQ⑤

Q 5 : 任意継続掛金は、月割りか、日割りか。

Q 6 : 任意継続組合員加入期間中に再就職した際、再就職先の給与から社会保険料が引かれている。任意継続掛金の還付は行われるのか。

任意継続掛金は、月単位で計算され、日割り計算はありません。

再就職して、勤務先の健康保険等に参加する場合でも、任意継続組合員の資格喪失の手続が完了しないと、任意継続掛金の還付を行うことができません。任意継続組合員の資格を喪失される場合は、速やかに資格喪失の手続を行ってください。

21

Q5は「任意継続掛金は、月割りか、日割りか。」という御質問ですが、任意継続掛金は、月単位で計算され、日割り計算はありません。

Q6は「任意継続組合員加入期間中に再就職した際、再就職先の給与から社会保険料が引かれている。任意継続掛金の還付は行われるのか。」という御質問です。

再就職して、勤務先の健康保険等に参加する場合でも、任意継続組合員の資格喪失の手続が完了しないと、任意継続掛金の還付を行うことができません。任意継続組合員の資格を喪失される場合は、速やかに資格喪失の手続を行ってください。

7 よくある質問FAQ⑥

Q 7 : 任意継続組合員の加入期間中に再就職して勤務先の健康保険等に参加する際、任意継続掛金の精算はどのような手続をするのか。

「任意継続組合員資格喪失申出書」(以下「資格喪失申出書」という。)の提出に基づき、任意継続組合員の資格の喪失が受理されます。(口頭による申出では、喪失になりません。)

資格喪失の手続完了後、掛金の過払い分がある場合は、御自宅宛てに文書で通知しますので、所定の手続をお願いします。(還付には時間を要しますので、御了承ください。)

「資格喪失申出書」が受理され、資格喪失の手続が完了するまで、任意継続掛金の請求(口座振替の場合は口座からの引落)を行います。任意継続組合員の資格を喪失する場合は、速やかに喪失の手続を行ってください。

22

Q7は「任意継続組合員の加入期間中に再就職して勤務先の健康保険等に参加する際、任意継続掛金の精算はどのような手続をするのか」という御質問です。

まず任意継続組合員の資格を喪失させる必要がありますが、この資格喪失は、口頭ではできませんので、「資格喪失申出書」の提出が必要となります。

資格喪失の手続が完了した後に、掛金の過払い分がある場合は、御自宅宛てに文書で通知しますので、所定の手続をお願いします。返金までには手続に時間がかかりますので、あらかじめ御了承ください。

なお、「資格喪失申出書」が受理され、資格喪失の手続が完了するまで、任意継続掛金を請求されてしまいますので、任意継続組合員の資格を喪失する場合は、速やかに喪失の手続を行ってください。

7 よくある質問FAQ⑦

Q8：任意継続組合員の加入期間中に、国保に加入又は家族の被扶養者になる場合、任意継続掛金の精算はどのような手続をするのか。

Q7と同様の手続を行いますが、この場合、任意継続組合員の資格喪失日は、資格喪失申出書を共済組合が受理した日の属する月の翌月の初日になります。

(Q2の2年目の「任意継続掛金等決定通知書」を送付する際の案内により資格喪失する場合は、案内文書に従って喪失)

それまでの月は、任意継続掛金が発生しますので御留意ください。

23

Q8は「任意継続組合員の加入期間中に、国保に加入又は家族の被扶養者になる場合、任意継続掛金の精算はどのような手続をするのか。」という御質問です。

基本的にはQ7と同様の手続が必要となりますが、任意継続組合員の「資格喪失日」は、「資格喪失申出書」を共済組合が受理した次の月の初日になります。それまでの月は任意継続掛金が発生しますので御留意ください。

7 よくある質問FAQ⑧

Q 9: 任意継続組合員に加入した月に再就職等により勤務先の健康保険に加入する場合、任意継続掛金はどうか。

任意継続掛金は、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月から資格を喪失した日の属する月の前月までを徴収しますが、任意継続組合員の資格を取得した日と資格を喪失した日が同月の場合（「同月得喪」という。）は、再び地方公務員共済組合員の資格を取得した場合を除き、その月の任意継続掛金は徴収します。（1か月分の掛金が必要）

24

Q9は「任意継続組合員に加入する月に再就職等により勤務先の健康保険に加入する場合、任意継続掛金はどうか。」という御質問です。

任意継続組合員の資格を取得した日と資格を喪失した日が同じ月の場合は、引き続いて地方公務員共済組合員の資格を取得した場合以外では、その月の任意継続掛金を徴収することとなります。

7 よくある質問FAQ⑨

Q 10:再就職先の年末調整で任継続掛金の収納証明書が必要と言われた。

Q 11:年度の途中で資格を喪失した場合の収納証明書はどのようなになるのか。

「6 掛金の所得税法上の取扱いについて」(18頁)のとおり、再就職先で年末調整を行う場合は収納証明書を随時発行しますので、経理貸付係まで御連絡ください。

なお、個人情報保護のため、収納証明書は本人の依頼に基づき発行し、御自宅宛てに送付します。勤務先には送付しませんので御了承ください。

また、年度途中で任意継続組合員の資格を喪失し、任意継続掛金の過払い分が生じている場合は、掛金還付後に収納証明書を発行します。既に年末調整又は確定申告を行っている場合は、別途修正申告等が必要な場合があります。詳しくは税務署にお問合せください。

25

最後に、Q10は「再就職先の年末調整で任継続掛金の収納証明書が必要と言われた。」、Q11は「年度の途中で資格を喪失した場合の収納証明書はどのようなになるのか。」ということで、いずれも掛金を払い込んだことの証明書に関する御質問です。

この「収納証明書」については、確定申告用に1月下旬に送付することになっていますが、再就職をされ、そちらで年末調整をしていただける場合には、1月下旬に限らず、随時、発行可能ですので、経理貸付係まで御連絡ください。

収納証明書は、個人情報保護のため、本人の依頼に基づき発行し、御自宅宛てに送付します。勤務先には送付しませんので、御了承ください。

また、年度途中で任意継続組合員の資格を喪失し、任意継続掛金の過払い分が生じている場合は、掛金還付後に収納証明書を発行します。既に年末調整か確定申告を行っている場合は、修正申告等が必要となる場合がありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

以上で任意継続組合員制度(掛金編)の説明を終了します。

説明の内容について、音声を文字起こしたスライドを出力(印刷)し、文書で確認することができます。

(「ファイル→印刷→設定の印刷のレイアウト「ノート」を選択」して印刷)

ぜひ御活用ください!

御清聴ありがとうございました。



(掛金に関する問合せ先)
公立学校共済組合広島支部
経理貸付係
082-513-4955

以上で「任意継続組合員制度」の「掛金」についての説明を終わります。
掛金について、なお御不明な点がありましたら、経理貸付係まで電話で御連絡ください。
御清聴ありがとうございました。

【令和4年度 任意継続掛金早見表】

【掛金率】

(R4.4-R4.9)

任意継続掛金	0.08420
介護掛金	0.01764

(R4.10-R5.3)

任意継続掛金	0.09320
介護掛金	0.01764

		1か月掛金額 A (R4.4-R4.9)			1か月掛金額 B (R4.10-R5.3)			年間掛金額 (毎月払い A×6月+B×6月)			年1回払いを選択した場合 の掛金額(前納割引適用) ^{※3}		
		任継 掛金	介護 掛金 ^{※1}	合計	任継 掛金	介護 掛金 ^{※1}	合計	任継 掛金	介護 掛金 ^{※1}	合計	任継 掛金	介護 掛金 ^{※1}	合計
等級	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	58,000	4,883	1,023	5,906	5,405	1,023	6,428	61,728	12,276	74,004	60,602	12,058	72,660
2	68,000	5,725	1,199	6,924	6,337	1,199	7,536	72,372	14,388	86,760	71,052	14,133	85,185
3	78,000	6,567	1,375	7,942	7,269	1,375	8,644	83,016	16,500	99,516	81,502	16,207	97,709
4	88,000	7,409	1,552	8,961	8,201	1,552	9,753	93,660	18,624	112,284	91,951	18,293	110,244
5	98,000	8,251	1,728	9,979	9,133	1,728	10,861	104,304	20,736	125,040	102,401	20,368	122,769
6	104,000	8,756	1,834	10,590	9,692	1,834	11,526	110,688	22,008	132,696	108,669	21,617	130,286
7	110,000	9,262	1,940	11,202	10,252	1,940	12,192	117,084	23,280	140,364	114,948	22,867	137,815
8	118,000	9,935	2,081	12,016	10,997	2,081	13,078	125,592	24,972	150,564	123,301	24,529	147,830
9	126,000	10,609	2,222	12,831	11,743	2,222	13,965	134,112	26,664	160,776	131,666	26,191	157,857
10	134,000	11,282	2,363	13,645	12,488	2,363	14,851	142,620	28,356	170,976	140,018	27,853	167,871
11	142,000	11,956	2,504	14,460	13,234	2,504	15,738	151,140	30,048	181,188	148,383	29,515	177,898
12	150,000	12,630	2,646	15,276	13,980	2,646	16,626	159,660	31,752	191,412	156,748	31,188	187,936
13	160,000	13,472	2,822	16,294	14,912	2,822	17,734	170,304	33,864	204,168	167,197	33,263	200,460
14	170,000	14,314	2,998	17,312	15,844	2,998	18,842	180,948	35,976	216,924	177,647	35,337	212,984
15	180,000	15,156	3,175	18,331	16,776	3,175	19,951	191,592	38,100	229,692	188,097	37,424	225,521
16	190,000	15,998	3,351	19,349	17,708	3,351	21,059	202,236	40,212	242,448	198,547	39,498	238,045
17	200,000	16,840	3,528	20,368	18,640	3,528	22,168	212,880	42,336	255,216	208,997	41,584	250,581
18	220,000	18,524	3,880	22,404	20,504	3,880	24,384	234,168	46,560	280,728	229,896	45,733	275,629
19	240,000	20,208	4,233	24,441	22,368	4,233	26,601	255,456	50,796	306,252	250,796	49,894	300,690
20	260,000	21,892	4,586	26,478	24,232	4,586	28,818	276,744	55,032	331,776	271,696	54,055	325,751
21	280,000	23,576	4,939	28,515	26,096	4,939	31,035	298,032	59,268	357,300	292,595	58,216	350,811
22	300,000	25,260	5,292	30,552	27,960	5,292	33,252	319,320	63,504	382,824	313,495	62,377	375,872
23	320,000	26,944	5,644	32,588	29,824	5,644	35,468	340,608	67,728	408,336	334,395	66,526	400,921
24	340,000	28,628	5,997	34,625	31,688	5,997	37,685	361,896	71,964	433,860	355,294	70,686	425,980
25	360,000	30,312	6,350	36,662	33,552	6,350	39,902	383,184	76,200	459,384	376,194	74,847	451,041
26	380,000	31,996	6,703	38,699	35,416	6,703	42,119	404,472	80,436	484,908	397,094	79,008	476,102
27	410,000												
※2		34,522	7,232	41,754	38,212	7,232	45,444	436,404	86,784	523,188	428,443	85,243	513,686
50	1,390,000												

※1 40歳以上65歳未満の任意継続組合員は、介護掛金も納付いただきます。

※2 標準報酬月額が440,000円以上(第28級以上)の場合は、第27級410,000円(令和4年度平均標準報酬月額)を掛金算定基礎額とします。

※3 掛金の払込方法は、年1回口座振替、年2回口座振替、毎月口座振替及び毎月払込通知書があります。年1回口座振替又は年2回口座振替により前納する場合は、割引が適用されます。